

# 市議会だより 安芸

## 第73号

平成29年 6月 1日発行

編集

議会広報特別委員会

発行

安芸市議会

平成29年安芸市議会第1回定例会



橋の元公園

### 【目次】

常任委員会審査報告	P 2～P 3
一般質問	P 4～P 11
議案等の審議結果	P 12～P 14
行政視察報告	P 15
6月定例会会期日程（予定）	P 16
議会日誌	P 16
編集後記	P 16

〔議会日程〕	
3月定例会（第1回定例会）	
6日	開会、議案上程、提案理由説明
9日	質疑、委員会付託
10日	総務文教委員会
13日	産業厚生委員会
15日	一般質問
16日	一般質問
21日	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

# 常任委員会審査報告

## 総務文教委員会

追加するもの。

### 議案第3号

安芸市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

番号法の改正に伴い、地方自治体が個人番号を扱う独自利用事務について、地方自治体間での情報連携を可能とするもの。

**問** 情報連携とはどのようなものか。

**答** 例えば他市町村からの転入者が安芸市において申請等を行う場合に必要な証明等について、安芸市からその市町村に直接照会ができるようにすることなどである。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第4号

安芸市津波避難タワー条例の一部を改正する条例

川北の避難タワー7号と伊尾木の避難タワー8号を

正を行うもの。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第7号

安芸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業等の対象となる子として、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子を追加するもの。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第8号

安芸市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を規定するもの。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第9号

安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

市議会議員の期末手当の支給率について、市職員等

の期末・勤勉手当に準じて、6月期を引き上げ、12月期を引き下げるもの（年間支給率に変更なし）。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第10号

安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、議案第9号と同様の改正を行うもの。

〔賛成全員で可決〕

### 議案第11号

安芸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

集落支援員の報酬額を定めるもの。

**問** 勤務条件はどうなっているか。

**答** 勤務時間は週31時間で、任期については、安芸市は3年間を最長としている。

平成29年安芸市議会第1回定例会は、3月6日から21日まで開催され、条例の改正、補正予算、平成29年度予算など47件の議案等を審議いたしました。また、一般質問は、15日、16日の2日間に6人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

〔賛成全員で可決〕

議案第12号

安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

全国の地方公共団体における人事院勧告による給与改定の実施状況を踏まえ、勧告の趣旨に沿って、市職員の給与制度を県準拠から国準拠に改めるとともに地域手当の規定を追加するもの。

する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与制度の国準拠への改正に伴う退職手当の調整額の算定についての改正及び失業者が65歳以降に新たに雇用される場合の退職手当について、必要な改正を行うもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第14号

安芸市市税条例等の一部を改正する条例

市民税の住宅ローン控除制度の適用期限の延長、法人市民税の税率引き下げの延期、軽自動車税のグリーン化特例措置の1年延長、軽自動車税の環境性能割の導入等の延期等の改正を行うもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第17号

安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

市営住宅の単身入居要件及び保証人要件の緩和並び

〔賛成全員で可決〕

議案第13号

安芸市職員の退職手当に関

に老朽化した植野団地の用途廃止のため改正するもの。

保証力の低下についてどう考えるか。

滞納が累積しているような案件で手つかずのもの

はなく、保証人への請求や明け渡し請求などを適切に行っており大丈夫。

〔賛成全員で可決〕

産業厚生委員会

議案第15号

安芸市保育所設置条例の一部を改正する条例

染井保育所と安芸保育所を統合し、新たに安芸おひさま保育所を設置するもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第16号

安芸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

粗大ゴミの戸別収集に係る取り扱いについて規定するほか、最終処分場へ直接

搬入される一般廃棄物処理手数料の見直し等、現行条例を改正するもの。

金属ゴミと粗大ゴミの処理手数料の値上げ理由は。

資源ゴミの売却金額の低下による歳入減少と、安芸広域市町村圏事務組合への市の負担金縮小のため。

賛成討論

処分場へ持っていくゴミについていくらか市民負担はふえるが、粗大ゴミの戸別収集を新しく始めるので賛成する。

〔賛成全員で可決〕

議案第18号

安芸市特用林産産地化形成総合対策施設（畑山地区加工・貯蔵施設「はたやま夢楽自然工房」）の指定管理者の指定に関する件

「はたやま夢楽自然工房」について有限会社はたやま夢楽を指定管理者として指定するもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第19号

町字区域の変更の件

伊尾木の一部地区について、地籍調査により筆界及び字界が確認できない箇所を事態に合わせて区域の変更を行うもの。

〔賛成全員で可決〕

おことわり

一般質問の編集に当たりましては、1ページ枠（文字と写真・イラスト併用可）及び、2ページ枠（質問・答弁をそれぞれ1500文字以内の文字のみですが、質問、答弁がそれぞれ1500文字に足りない場合には空白が生じます。）を各議員の選択にて行っています。一般質問、常任委員会審査報告、視察報告等の文体は、「〜である。」調で表記してあります。

一般質問



山下正浩  
(立志会)

1 計略的で犯罪的な  
登記申請・悪質極  
る組織的虚偽答弁

**問** これ迄の議会答弁が如何に嘘で固めた卑劣なものであるのか、今回は登記簿謄本の事実に基づいて証明をする。①平成23年第2回定例会に於ける、会議録66頁3行目から7行目迄の読み上げを願う。「1000万円」の貸し付けはしていない」と未だに言うのか伺う。

②貸していない債権に、抵当権設定が出来たのか摩訶不思議である。その根拠を具体的に示せ伺う。③「登記簿謄本」記載事項の(イ)家の乙区の順位番号3番の読み上げを願う。(ロ)金銭消

費貸借(ハ)債権額(ニ)抵当権設定日(ホ)市、自らが登記申請をして、54年1月25日に1000万円を明確に貸し付けているではないか伺う。実際に貸し付けたからこそ、抵当権設定をしたのである。でなければ抵当権の設定は出来ないと思うのか、市民に笑われるヨ。④高信・住金の両金融機関は、金銭消費貸借と同時に抵当権設定(同日設定)としておる。これが常道で当り前であるが、安芸市は貸し付けから計略的に1年7カ月も遅らしておる。何の様な意図があつて同日設定としなかつたのか伺う。全く悪質である。債権を確保する為に、抵当順位を少しでも先順位にする事は至極当然であるが、安芸市は真逆に両金融機関からも借り入れをさす為に、意図的に両金融機関を先順位として借り入れをさせて、計略的に安芸市を劣位と後順位にしておる。自分の腹が痛まない債権である事を良い事に、「競売」に於て計略的に「無配当」

として、安芸市に莫大な損害を与え、其の上虚偽の答弁をし隠蔽を図り、正に犯罪その物である。この土地の乙区の順位番号5番の記載事項は、54年1月25日に950万円貸し付けて、計略的に約9カ月も遅らして抵当権設定をしておる。どうして其の様な卑劣な細工をしたのか、副市長は其の点を十分把握しておると思う。⑤登記簿謄本の(イ)乙区の順位番号6番の読み上げを願う。(ロ)謄本では明確に950万円の弁済を受け、抹消をしておる伺う。何処までも質が悪い。(ハ)「弁済」とは、債権額が何の様なものか伺う。(ニ)5番抵当権抹消とされているが、5番の債権額を伺う。(ホ)5番の抵当権は何の様なものか伺う。950万円は明確に弁済され抹消しておる。其の金は何処に消えたのか、副市長は何故そこまで真実を隠すのか、裏にドス黒い何かがあるのではないのか。登記簿謄本以上の真の証拠は無いが、何を以って「事

実は無い」とトボケているのか。端から帳簿等は故意に作成はしていない。隠蔽しておる。⑥(イ)弁済・抹消とは、担保物件は何の様なものか伺う。(ロ)弁済を受け抹消したという事は、950万円弁済を受け、債権は無くなったという事ではないのか伺う。登記その物は、役所は絶対悪い事はしないという性善説によるところの囑託登記で、市、自らが登記をしたものではないのか、トボケるのも好い加減にすべきである。余りにも議會を愚弄し市民をナメ切っておる。元来、償還期間25年で低利の長期の貸し付けの物を、不思議な事に、抵当権設定から僅か2カ月後に一括弁済を受け、5番抵当権を抹消しておるにも関わらず、副市長は将来議會会議録に証拠として残らぬ様に、虚偽答弁は職員にさせ、自分は素知らぬ顔をしておるが、虚偽答弁は自分が言えは良い。債権として残っているのは950万円無く、1000万

円であろう。⑦安芸市という自治体は、この様な違法行為が一職員によって、堂々と簡単に出来る役所なのか伺う。市が単独で出来る囑託登記を良い事に悪用し作成して、登記を行ったものであろう。

**答** 大城財産管理課長

①「議員におかれましては登記簿謄本に書かれていますことが全てで、正しいという前提で御質問いただいておりますけれど、確かに御指摘のような形で登記簿抵当権抹消、新たな設定というものがなされておりまして、950万円の弁済がなされていないという事実、それから1000万円につきましては貸付契約そのものが事実でない、そういうものはないということ繰り返しになりますけれどもご理解をお願いしたい」である。

**答** 小松副市長

周辺のいろんな情報等、証拠等からそのように考え

ている。その根拠は、会計帳簿、決算書等に記載がないことである。

**答** 小松副市長

②40年位前のことで実際のところはわからないが、偽造文書によって登記したのではないかと推測される。

**答** 大城財産管理課長

③(イ) 抵当権設定は昭和55年8月13日、受付第3293号、原因は昭和54年1月25日金銭消費貸借、同55年8月13日設定。債権額100万円として安芸市が抵当権者となっている。共同担保目録は(イ)第1168号。(ロ)昭和54年1月25日。(ハ)債権額は10000万円。(ニ)昭和55年8月13日。(ホ)登記があったとしても、1000万円の金銭消費貸借契約自体はない。

**答** 小松副市長

④何度も同じ答弁をするが、何らかの違法行為があったのではないかと推察される。

**答** 大城財産管理課長

連帯保証人になって別の案件について回収困難になり、その連帯保証人に抵当権を設定する旨の決裁文書があったので、主債務ではなく保証債務に係る抵当権設定ではないかと疑われる。そして、その資金回収が困難になったがために抵当権を設定したのがその時期であったにすぎず、意図的に遅らせたものではないと推察される。

**答** 大城財産管理課長

⑤(イ) 5番抵当権抹消。昭和54年12月25日、受付第5288号。原因は昭和54年12月24日弁済。(ロ)主債務、連帯債務とも弁済の事実はない。

**答** 小松副市長

(ハ)支払いがあったということである。

**答** 大城財産管理課長

(ニ) 950万円である。(ホ) 登記では950万円の弁済がうかがえるが、その事

実はない。繰り返し答弁しているが、一方議員は、登記されていることは事実以外ありえないという前提でおっしゃるので食い違ったままである。

**答** 大城財産管理課長

⑥(イ) 担保でなくなる。(ロ) 登記簿上はそうなっているが、950万円の債権が消滅した事実はない。

**答** 小松副市長

⑦ 嘱託登記でも相手方の承諾書、実印が要るので、相手方と共同でしたと推測される。

現在はそのようなことは不可能である。

一般質問



川島 憲彦 (日本共産党)

1 学校の統廃合について

問 小中移転・統合検討委員会の報告書は小学校を9校から5校へと5年から15年をめどに、中学校を2校から1校へと9年をめどに統合を図る等を示した。その後、昨年12月議会において中学校を1校に、小学校を2校にするという考えを執行部が表明した。

ほとんどの地域で小学校が姿を消し、合わせて中学校が半減するというもので、学校は住民が住み続ける為に地域に重要な施設で、今後も学校の存在の必要性は大きいですが、どのような認識なのか伺う。

答 森田教育長

学校は、地域交流の場等、地域コミュニティの核としての役割を担っている。移転統合にあたっては、学校・地域との繋がりは重要視していく必要がある。

問 保育所や学校が地域になくれば、若い世代の移住・定住が敬遠され、人口減が加速する事態となる。市は人口対策として移住・定住に力を入れる方針だが、それに逆行する対策になると思うが、認識を伺う。

答 横山市長

移住定住促進は、本市総合戦略に基づいて取り組んでいる。同時に、南海地震対策にも取り組んでいく必要があり、学校の移転統合もその一つであると考え、単なる統合でなく、子ども達の命を守ることを第一に魅力ある学校づくり・教育環境の充実を図り、市外からの移住定住促進に繋げていく。

問 少人数学級に対し「少人数ほど行き届いた教育が

行え、助け合いや思いやり溢れる子供に育ってきた」との効果を主張する意見や、企業感覚による合理化の考えを教育の場に持ち込むのはいかがなものかと懸念する声もある。少人数学級での教育効果の認識を伺う。

答 森田教育長

学校規模によって、教育効果に対するメリット・デメリットがあることは認識している。

問 検討委員会提案では伊尾木・下山小学校は5年、川北・土居小学校は10年をめどに、移転・統合を進める内容であった。津波対策として高台移転は待ったなしの課題だが、新たな統廃合の考えの中で、高台移転の進め方、新たな統廃合の時期についての考えと市民への説明や住民の意思の尊重についての考えや今後の対応を伺う。

答 藤田学校教育課長

保護者・地域への説明会では、市の方向性を示し、ご意見をいただきましたと考

えている。移転統合の時期は、意見集約をもって判断していく。

2 地震・津波対策について

問 安芸市は地震の際に市民が、家屋から無事に避難施設等にたどり着けるための整備がまだまだ進んでいない。家屋の耐震補強の促進が今後の大きな課題で現状を伺う。また、住んでいながら、補助金だけで耐震工事が完了、もしくは補助金に少しの自己負担だけで、低額で家屋の耐震補強を可能とする「低コスト工法」が家屋の耐震補強として確立されている。この工法の推進・啓発が急がれる。また家具の固定化も欠かせない。今後どのようにこれらの対策をとるのか伺う。

答 小松危機管理課長

家屋の耐震化に係る支援の実績としては、耐震診断358件、耐震設計88件、耐震補強は72件である。低コスト工法については、補

助制度はもちろん、低コスト工法があるということを一層周知に取り組む。家具の固定化については、戸別訪問や自主防の協議会の場などで周知を行う。

3 マイナンバーについて

問 市役所窓口でマイナンバーの記載を強く求められたというケースがあったと聞くがマイナンバーの記載は本人の意思を尊重すべきだ。また、事業所へ送付する住民税納付書へのナンバー印字について等、今後の対応を伺う。

答 久川税務課長

特別徴収事務を行うに当たってのマイナンバーの必要性和当該通知書へ個人番号を記載することで想定されるさまざまなリスクや責任と負担の増などを分析・整理して、そうしたリスクの排除、責任と負担を軽減する方向で他市の状況も参考にしながら対応を検討している。

一般質問



宇田卓志  
(立志会)

1 「談合4社に課徴金63億円、消防無線自治体側助長か」との高知新聞記事について

**問** 安芸市消防本部発注の「安芸市災害対応通信システム導入工事」と談合事件との関連性について伺う。この工事の落札業者に、公正取引委員会に独占禁止法違反で課徴金納付を命じられた業者はあるか。

**答** 仙頭消防長 安芸市発注の工事は、今回の談合事件とは関係ないが、課徴金納付命令を命じられた業者はいる。

**問** その業者の名前を伺う。  
**答** 仙頭消防長

安芸市発注の工事は、今回の談合事件とは関係ないが、施工業者は富士通ゼネラルである。

**問** 安芸市消防本部発注の「安芸市災害対応通信システム導入工事」において富士通ゼネラル等が談合しており、公正取引委員会に独占禁止法違反で課徴金を命じられたことに間違いはないか。

**答** 仙頭消防長 安芸市の工事は、課徴金納付命令の対象になっていない。

**問** 新聞によると、「発注者の自治体側が入札参加資格条件を決める際に、業者側を関与させるなどして、談合を助長させた可能性があると公正取引委員会が全国の自治体に注意喚起した」とある。安芸市にそのような注意文書等はあったか。

**答** 仙頭消防長 留意すべき事項について連絡文が安芸市役所に届いて、消防本部に回ってきて

いる。

**問** その内容の概略を伺う。  
**答** 仙頭消防長

「特定消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において、特定の製造業者の仕様を発注仕様書等に記載している。特定の製造業者が指名業者、入札参加条件、発注方法の選定等に関与または把握していることは、入札談合を容易にするおそれがある。従って、今後、同機器を発注する際は留意して下さい。」である。

**問** 安芸市発注の工事で、職員が選考した業者が談合しており、独占禁止法違反で公正取引委員会から排除措置命令をうけ、課徴金の納付が命じられ、安芸市は発注方法の選定等にこの業者を関与させる等して談合を助長させた可能性はある。間違いはないか当時消防長であった副市長に伺う。

**答** 小松副市長 課徴金命令の根拠になっている一覧表に安芸市はな

い。業者の選定においても、できる業者全てを選定しており、何ら問題はない。

**問** 副市長。安芸市発注の災害対応通信システム導入工事について(請負業者に)排除措置命令が出ていないか。

**答** 小松副市長 出ていない。

**問** 消防本部は公正取引委員会から調査を受けたか。

**答** 仙頭消防長 調査を受けた。

**問** どのような調査をうけたか。その調査内容と結果を伺う。

**答** 仙頭消防長

質問事項に対する記述と契約書等の資料を送付したが、調査の内容については、公正取引委員会に確認したら、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第6号イに該当し、開示しないように求められており、非公開としている。

**問** 安芸市災害対応通信システム導入工事をめぐり、談合があったとして公正取引委員会から調査をうけ、その結果、富士通ゼネラル、沖電気工業、日本電気他2社が独占禁止法違反で排除措置命令をうけ、安芸市側にも発注方法の選定等に関与する等して、談合を助長させた可能性があったことに間違いはないか。

**答** 仙頭消防長

安芸市の工事は、談合事件とは関係ない。通知も全国の自治体の長に発信された連絡文書であり、業者の関与もない。

**問** 独占禁止法とはどのようなものか。

**答** 仙頭消防長

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることであり、私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止等の規制がある。

**問** 排除措置命令とはどのようなものか。

**答** 仙頭消防長

独占禁止法の規定に違反する行為を行った事業者に対して、公正取引委員会が違反行為を排除するために必要な措置を命じること。

**問** この安芸市発注工事については、今回の公正取引委員会の談合調査摘発以前に山下正浩議員より、業者選定に当り、公平性、透明性、客観性に疑惑があり業者間談合のみならず、市職員が深くかわつた官製談合の疑いが極めて強いと指摘され、入札談合情報調査願いが提出されていたか。

**答** 横山市長

提出されていた。

**問** 調査結果と本人への報告はどの様にしたか。

**答** 野川企画調整課長

審査の結果、1公正取引委員会が独占禁止法違反容疑で立入調査を実施しており、その結果により対応し

たい。2職員による入札等の妨害により罰せられるべきという主張については、談合の事実を認めるに足る証拠がなく、それを認定することにはならないという結果となった。申請者には、報告していない。

**問** 工事請負契約の際には独占禁止法の遵守に係る誓約書を業者から徴収する事になっている。実行したか。

**答** 仙頭消防長

指名競争入札ではなく、プロポーザル方式によって、発注者が業者を決定するため必要ないと考えていた。

**問** 安芸市発注工事における独占禁止法違反事件により安芸市が被つた損害についてどの様に対処していくか、市長、副市長に伺う。

**答** 横山市長

損害は発生していないと認識している。

**問** 富士通ゼネラルとの契約における解除権46条の条文の要旨は。

**答** 野川企画調整課長  
発注者は、次に該当したときは、契約を解除することができるとができる。

公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法に規定する排除措置命令又は課徴金の納付を命じ、同法の規定により確定したとき。

**問** 同じく賠償の予約50条の条文の要旨は。

**答** 野川企画調整課長

受注者は、第46条第1項各号に該当するときは、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

**問** 損害賠償額はいくらか。どの様にしてこの金額を請求するか。

**答** 野川企画調整課長

請負代金の10分の2は、5670万円になるが、この契約に関して、そうした事実がない。

**問** 安芸市は談合業者を自ら選定して不当な工事契約を締結し、業者間の談合を

助長させ安芸市に損害を与えた。議会での再三の追求にもかかわらず、事実を隠蔽し最後まで反省の無い、消防本部並びに市執行部の体質は看過できないものがある。やがて来るだろう東南海大地震にたいして国、県、安芸市を挙げて、国民の命と財産を守る為に、緊急な防災対策に取り組んでいる最中に、その緊急性に乗じたこのような火事場泥棒的な業者の利益追求と、それに誘発され、談合に加担した疑いが持たれている安芸市の、市民に対する信用回復と体質改善をどの様に行うか、市長に伺う。

**答** 横山市長

そういった事実はない。



一般質問



藤田 伸也  
(新政の風)

1 阪神タイガース、安芸キャンプ継続について伺う

問 スポーツ紙に、安芸2軍キャンプ撤退の関連記事が出たが、過去のような急なキャンプ撤退はないのか問う。

答 横山市長

球団幹部との面談の際、知事とともにキャンプ継続を依頼し、現時点で確証はないが、この秋から来春のキャンプについて継続するとの話を伺った。今後も、球団の事情でどういう変化が出てくるかわからないが、常に密接な連絡、情報交換を行いながら、キャンプ継続に向けて取り組む。

2 安芸市内に災害対策としてWi-Fiの拡充について伺う

問 安芸市の災害避難場所（避難公園・避難所・学校）また観光拠点（観光地・観光案内所や自然公園・文化財）などに総務省発表の補助金事業を使ってWi-Fiの拡充・整備に取組むべきと考える。災害時に電話が使えない場合でもWi-Fiを使つての連絡が可能など利点が多い。安芸市として検討するのかわ問う。

答 小松危機管理課長

Wi-Fi整備に向けては、災害時の利用方法、平時の活用方法、整備箇所の絞り込み、費用の検討、民間事業者との連携、役割分担等十分調査を進めた上で、国の補助事業への応募について検討を進める。



3 トレーニング機器設置場所について

問 トレーニング機器設置場所の候補地を問う。

答 大坪生涯学習課長

施設の管理方法や運営経費、緊急時の対応などに配慮し、管理者を配置している安芸市体育館を考えている。また、機器導入には、有利な助成制度の活用を予定しているが、「市が所有する公共スポーツ施設への設置」が要件にある。

問 体育館では狭いと感じるが大丈夫なのか問う。

答 小松副市長

ちよつと狭いんじゃないかという思いもあり、増築も含め論議している。

4 学校統廃合について伺う

問 統廃合することで地域や子供たちにとっての利点を問う。

答 森田教育長

地震津波に対して、子ども達の命が守れ、安全安心な学校運営がされる。移転統合により、児童生徒数が増加し、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことができる。学校行事においても、集団で行う運動会や音楽会へ多くの子ども達に参加することで活性化が図られる。施設面では、教育環境や学習環境面への集中投資ができることが考えられる。

5 新庁舎の移転場所について

問 市民にとって移転場所が重要である。移転先はいつどのように決めるのか。

答 横山市長

いかなる災害でも機能できる候補地の検討を進めるとともに、現庁舎跡地の利用案も含め、中心市街地の活性化につながる施策について、市民の皆様のご意見をお伺いしていく。

一般質問



小松進也  
(こころざし自由の会)

1 小中学校の移転統合に関すること

問 全体の高台移転が短期間で出来る理由を問う。

又、統合による将来ビジョンを具体的(例高知県一の教育環境構想等)に問う。

答 横山市長

保護者・住民の合意を得ることができれば、立地場所の選定や用地交渉等の課題があるが、短期間での移転統合が可能であると考え、移転統合にあたっては、魅力ある学校づくりに向け、県や本市の「教育に関する大綱」「教育振興基本計画」等を踏まえて、協議を重ねていく必要がある。

問 2校区の小学校は新設

か。小中学校の規模・検討位置を問う。又、浸水区域外での移転統合とする考え

だが、浸水区域外学校を再編利用する考えは無いのか。

安芸第一小は、1階が浸水し、擁壁が古く地震津波に耐えうるのか。家屋密集地での津波火災対策を問う。

答 藤田学校教育課長  
中学校は、新設を前提に考えていく。小学校は、中学校の動向を注視し、候補地等の検討を進める。再編計画は、現段階では候補地が明確でない為、計画までには至っていない。安芸第一小が仮に建替えとなった場合は、地質調査等を含め地震津波対策は必要である。

問 中学校の学力低下や部活動問題とは何か。統合により解決出来るのかを問う。

答 森田教育長  
教諭数が増えたと共に、主要5教科において、教諭の複数配置が可能となり、教諭同士の研究や指定研究がより一層進み、部活動も選択肢が増え、充実している

問 小中学校の概算建設費や用地費、関連インフラ整備事業等を含むインシヤルコストとその財源を問う。

答 野川企画調整課長  
最近県内で建設した小中学校を参考に小学校で約20億円、中学校は約25億円程度の事業費を見込んでいる。財源面では、国の補助金と過疎債の充当が現時点で、実質的な負担を抑える最も有利な方法と考えている。

問 登下校時の支援対策と防災・防犯(犯罪や交通事故等)への考えを問う。

答 藤田学校教育課長  
通学支援や安全対策として、通学路の整備・防災防犯等の整備は図っていく必要がある。

問 現庁舎位置以外の浸水区域外とは、答申でのBC付近なのか。他の候補地を

検討しているのか。また、A B C D候補地の採用経緯を精査し方針を出したのか。

答 横山市長  
4候補は、住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係に配慮し、市内中心部から設定した。現在地(A)、浸水影響の少ない安芸道路整備予定地の北(B)、最大想定での浸水区域外(C)、最大想定では浸水するが現在地より標高が高いすまいるあき付近(D)である。それ以外の候補は、白紙と言っている。

問 緊急財政健全化計画により、240億円の借金を平成27年に127億円まで圧縮した。緊急防災減災事業債期限の平成32年までに建設予定だが、建物やインフラ整備等の事業費を問う。

答 横山市長  
平成32年付近は学校・市民会館・図書館・市営住宅等の公共施設耐震移転改修等の建設事業ラッシュを迎える、公共施設等総合管理計画による平準化や実質公債費比率の見直し、財源対策等の今後の取組みを問う。

問 大城財産管理課長  
庁舎は約20億円で試算。周辺整備費等は建設地決定後に算定していく。

答 野川企画調整課長  
これらの施設整備にあたっては、有利な補助金や起債を活用する。今後は、公債費の増大と実質公債費比率の上昇が見込まれ、施設整備基金への積立の継続や減債基金を活用した繰上償還を行う必要がある。

問 人口減少により過疎化が進む状態で南海地震前に過疎になれば、安芸市は消滅する。日常の社会生活・事前復興や復興計画を考えなければ発展はない。今後、商店街や地域住民等と跡地利用も含め地域にあった活性化事業を官民一体で円卓会議等を行ってはどうか。

答 横山市長  
構想計画、まちづくりの方向性は役所だけでは決めることができない。跡地利用も含め市民の皆さんの意見を伺いたいと考えている。

2 市役所移転 建替えに関する事

問 現庁舎位置以外の浸水区域外とは、答申でのBC付近なのか。他の候補地を

検討しているのか。また、A B C D候補地の採用経緯を精査し方針を出したのか。

答 横山市長  
4候補は、住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係に配慮し、市内中心部から設定した。現在地(A)、浸水影響の少ない安芸道路整備予定地の北(B)、最大想定での浸水区域外(C)、最大想定では浸水するが現在地より標高が高いすまいるあき付近(D)である。それ以外の候補は、白紙と言っている。

問 緊急財政健全化計画により、240億円の借金を平成27年に127億円まで圧縮した。緊急防災減災事業債期限の平成32年までに建設予定だが、建物やインフラ整備等の事業費を問う。

答 横山市長  
平成32年付近は学校・市民会館・図書館・市営住宅等の公共施設耐震移転改修等の建設事業ラッシュを迎える、公共施設等総合管理計画による平準化や実質公債費比率の見直し、財源対策等の今後の取組みを問う。

問 大城財産管理課長  
庁舎は約20億円で試算。周辺整備費等は建設地決定後に算定していく。

一般質問



山下 裕 (新政の風)

1 市庁舎位置問題

問 庁舎建設候補地として AからD案のうち、現庁舎地は国の起債適用が困難と言っているが、7mの盛土で起債対象になる。他に工法はないのか、市長は国や県に要望陳情をしたのか。

答 横山市長 事前に県に問い合わせをした。

問 B・C案は全国有数の施設園芸としての優良農地を放棄することになるが。

答 横山市長 そういったことも踏まえ、悩んでいるところである。

問 津波避難施設としての機能を持たせる為にも、現

敷地での新庁舎建設を強く望む市民の声があるが。

答 横山市長 東北で想定外の地震や津波が起こっている事実を踏まえ方向性を出したが、一方的に決めることはできない。市民の声を伺っていく。

問 全市民の意見を聞く「パブリックコメント」は、AからDの全案でなければ意味がないと思うが。

答 大城財産管理課長 市民の意見を広く伺う。

2 小中学校統合問題

問 伊尾木小学校の高台移転は5年以上前からでている。当時移転の検討や建設地の調査はしたのか。

答 横山市長 学校だけでなく、住宅団地等、さまざまな面で伊尾木も含めた市内の高台を調査している。

問 公共建築物における木材利用で国からの補助金確保が出来るはずだ。高台移

転での補助金も利用し、緊急避難を要する小学校の早急な建築が出来るよう市長のトップセールスを期待するが。

答 藤田学校教育課長 補助金活用にあたっては、児童生徒数や学級数等により、建築面積や単価及び負担や交付対象の要件に基づく算定基準があるため、今後は、各事業等との調整を図りながら有利な補助金の活用に努める。

3 まちづくり懇談会 コーポ

問 地区社協からの案内配布では地域の方々はまちづくり懇談会とはわからない。今後この体制で続いているのか。

答 横山市長 まちづくり懇談会には、地域担当職員を配置し、地域の課題解決と協働のまちづくりの推進、また、若手職員の人材育成も目指している。今後問題があれば修正しながら継続する。

4 維新博での取組は

問 安芸市としてはどのようなピーアールをして集客を図っていくのか。

答 山崎商工観光水産課長 事前のPRについては、維新博を主催する志国高知幕末維新博推進協議会において、県等と共同でPRする機会もあり、できる限り参加していきたい。

問 五藤家墓所を周遊コースに入れる検討はされたか。

答 山崎商工観光水産課長 幕末維新博が開幕し、市民の方にも市の歴史を勉強される方、市外からも歴史に興味がある方が来られると思うので、その状況により、判断したい。

問 あなごう駐車場のトイレ建設のめどが未だ立っていない、いつ頃になるのか伺う。

答 横山市長 市単独では困難であり、補助事業を探している。

問 道の駅「大山」の改修工事はどのような計画か。

答 山崎商工観光水産課長 店舗の中にある厨房の改修、店舗の南側に飲食スペースの増築を予定している。

5 免許返納について

問 免許返納は大きな決断を迫られることになる。その為には社会の支援が欠かせないが、市は支援制度の検討はされているのか。

答 植野総務課長 民間の協力店を募っていくことについて、準備を進めている。

問 安芸市が誇れる高齢者対策の一つとして、元氣バスが運行されている。運行困難な地域には、デマンドタクシの検討をしては。

答 植野総務課長 元氣バスの運行ができない地域には、予約型のタクシー運行など別の方策を検討する必要があると考える。

## 議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

議案番号	件名	議決結果	長野	小松	藤田	小松	徳久	山下	宇田	吉川	米田	川島	山下	安藝	小松	尾原
			弘昌	進也	伸也	進	研二	裕	卓志	孝勇	佐代子	憲彦	正浩	久美子	文人	進一
平成 29 年第 1 回定例会																
1	専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例及び安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	欠	○	○	○
2	(仮称) 染井・安芸統合保育所新築建築主体工事請負契約の一部変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
3	安芸市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
4	安芸市津波避難タワー条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
5	安芸市畑山ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
6	安芸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
7	安芸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
8	安芸市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
9	安芸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
10	安芸市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
11	安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
12	安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
13	安芸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
14	安芸市市税条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
15	安芸市保育所設置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
16	安芸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
17	安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
18	安芸市特用林産産地化形成総合対策施設（畑山地区加工・貯蔵施設「はたやま夢楽自然工房」）の指定管理者の指定に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
19	町字区域の変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
20	平成 28 年度安芸市一般会計補正予算（第 4 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
21	平成 28 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○

市議会だより安芸

議案番号	件名	議決結果	長野	小松	藤田	小松	徳久	山下	宇田	吉川	米田	川島	山下	安藝久美子	小松	尾原
			弘昌	進也	伸也	進	研二	裕	卓志	孝勇	佐代子	憲彦	正浩	文	進一	
22	平成 28 年度安芸市元気バス事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
23	平成 28 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
24	平成 28 年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
25	平成 28 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
26	平成 28 年度安芸市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
27	平成 28 年度安芸市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
28	平成 28 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
29	平成 28 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
30	平成 28 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 3 号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
31	平成 29 年度安芸市一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
32	平成 29 年度安芸市国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	×	○	×	○	○
33	平成 29 年度安芸市元気バス事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
34	平成 29 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
35	平成 29 年度安芸市公共下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
36	平成 29 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
37	平成 29 年度安芸市農業集落排水事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
38	平成 29 年度安芸市墓地公園事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
39	平成 29 年度安芸市介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
40	平成 29 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
41	平成 29 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
42	平成 29 年度安芸市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
43	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	×	○	○	○
44	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	×

※「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず。  
 ※人事案件については賛否の公表はいたしません。

## 第1回定例会報告

報告番号	件名	結果
1	専決処分の報告について	受理
2	専決処分の報告について	受理
3	専決処分の報告について	受理

◎ 議会広報特別委員会  
委員の一部について  
交代がありました。

委員は次のとおりです。

委員長 川島 憲彦  
副委員長 長野 弘昌  
委員 山下 裕  
委員 米田佐代子  
委員 山下 正浩  
委員(新) 尾原 進一



「市議会だより安芸」が  
市ホームページでも閲覧できるようになりました。

市ホームページ <http://www.city.aki.kochi.jp> → 安芸市議会  
または  
[安芸市 議会だより](#) で検索してください。



### 会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。  
また、市ホームページでも閲覧できます。

[安芸市議会会議録](#)

[検索](#)

◎ 議員の寄附・挨拶状  
は公職選挙法で禁止  
されています。

※挨拶状（年賀状・暑中見舞い等）の禁止（ただし、答礼のための自筆のものは除く）

※寄附の禁止

※香典や結婚披露宴における祝儀の禁止

（ただし、本人が出席の上、通常一般の社交の範囲内であるときを除く）

※名刺広告の禁止

など、議員活動に対して法律上制限が加えられています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

南海地震対策  
調査特別委員会  
行政視察報告

日時 2月22日  
場所 黒潮町  
視察参加者  
宇田卓志  
小松進也  
山下 裕  
米田佐代子  
川島憲彦  
尾原進一  
吉川孝男

視察事項

津波避難対策について

黒潮町と安芸市の比較  
人口

1万1559人  
(1万7786人)

世帯数

5567世帯  
(8442世帯)

平成29年度一般会計予算

104億700万円  
(115億5308万円)

※( )内は安芸市

30m以上の津波が押し寄せると予想されている黒潮町庁舎で、視察研修を行った。

黒潮町では日本一の津波高の公表に対し、町民の防災に対する考え方を、「あきらめ」から「あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全なところへ」と意識改革を図り、全町民全職員をあげて、防災に取り組んでいる。

町職員全員(約200人)が単なるボランティアではなく、防災担当となって各地域に張り付き、自主防災組織と一緒に防災ワークショップを開催し、3カ月で156カ所、4634人の町民が参加した。現在、全世帯の戸別カルテが完成している。ワークショップを重ねることで、町民の意識は大きく変わり、町が進めるハード的な防災対策と、町民意識向上のソフト面が一致した。

20年かけて防災教育を継続し、「命」の教育をしっかりとし、災害に強い

地域文化」を創っていく。緊急地震速報を伝達する「告知端末機」を使って行う具体的な避難方法の訓練などの説明があった。

住宅耐震化については、補助金対応や戸別訪問等を行い、100%実施の目標を立てているとのことである。

参加した委員からは、安芸市と南海地震対策調査特別委員会の取り組みは大変遅れている。協力してこの危機に取り組み団結力や危機感に欠けている。黒潮町からの説明を聞き、安芸市と議会、そして市民が情報を共有し、市民の命を守る犠牲者ゼロを目指した防災対策に取り組む必要があると痛感したなどの感想があった。

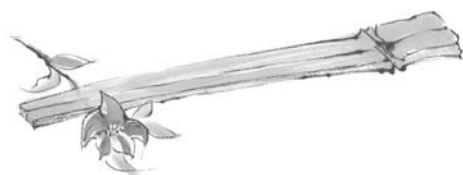
黒潮町庁舎の高台移転については、バイパス道路建設計画により、数年前に移転は決まっていた。近く(1キロ以内)に高台があり、そこに移転する。

想像以上の津波浸水予想に対し、高台移転以外に

応策がなく、町民や商工関係者の反対もほとんどなく、移転が決定したとのことである。

町全体が2つの河川と海に囲まれており、津波から逃れるためには、山裾(高台)に避難するしか方法がない地の利であった。

山裾はかなり広くて、台地の開発工事が高速道路の延伸と同時に Rowe 行われており、町全体の高台移転が今後促進されていくだろう。





6月定例会

会期日程(予定)

- 9日 開会
- 13日 質疑
- 14日 総務文教委員会
- 15日 産業厚生委員会
- 20日 一般質問
- 21日 一般質問
- 22日 一般質問
- 23日 採決  
閉会

議会の傍聴はどなたでもできます。

「市議会からのお知らせ」(会期日程及び一般質問の通告内容)を各公民館に配付していますのでご覧ください。

次の定例会は6月です。

(問い合わせ)

議会事務局

TEL 三五・一〇一九  
FAX 三五・一〇二七

議 会 日 誌

2月

- 2日 全国広域連携市議会協議会総会(東京)
- 3日 全国高速自動車道市議会協議会総会(東京)
- 7日 議会運営委員会
- 9日 全国市議会議長会評議員会(東京)
- 10日 議会広報特別委員会
- 14日 総務文教委員会

3月

- 2日 安芸広域市町村圏事務組合議会定例会
- 3日 議会運営委員会
- 21日 議会広報特別委員会
- 23日 阿佐線・国道整備促進特別委員会
- 28日 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合議会定
- 22日 総務文教委員会
- 21日 産業厚生委員会
- 22日 南海地震対策調査特別委員行政視察(黒潮町)

4月

- 6日 総務文教委員会
- 12日 高知県市議会議長会定期総会(高知市)
- 25日 議会広報特別委員会
- 26日 四国市議会議長会定期総会(香川県高松市)
- 28日 道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会(高知市)
- 29日 例会(奈半利町)
- ごめん・なはり線活性化協議会総会

【編集後記】

東日本大震災から6年、熊本地震から1年が過ぎました。尊い生命と財産を失い、今だ生まれ故郷へ帰れない人達の事を思うと、心が痛みます。心からお見舞と復興をお祈り申し上げます。日本は火山帯の上にあるとはいえ、百年、千年の備えをしていかねばなりません。この安芸市においては、南海地震対策調査特別委員会が平成26年10月9日設置され、さまざまな調査をこの3年間、取り組んでいるところでございます。さて、近々、議会の一般質問のみですが、インターネット中継が公開される運びとなっております。初めは新人議員の提案から始まり議会運営委員会、議員協議会と進み、議員全員の賛同で、いよいよ、インターネット中継が開始されます。忙しくてなかなか傍聴に来れない方々にぜひとも公開したい議員一人一人の思いが市民の皆様には伝われば、幸いに思います。最終的には、開会から閉会迄を中継出来るよう議員一同、押し進めて参りたいと思っております。

議会広報特別委員 米田 佐代子

議会、議会だよりについてのお問い合わせは議会事務局へ  
TEL 35-1019(直通) FAX 35-1027